

師走の風の中、総選挙が行われています。経済の低迷が続きリストラ、解雇が大量に行われ雇用問題も大きな社会問題になっています。

NECやIBMなど電機関係の13万人リストラの先駆けを切ったようなJALの整理解雇が全国からの注目を集める中、高裁でのたたかいははじまりました。

今日は、JAL 整理解雇撤回裁判（乗員）の高裁での第1回口頭弁論が行われました。101号法廷傍聴席49席に対して185名がならびました。運良く傍聴券があたり傍聴できました。法廷では原告側の弁護士と原告代表の機長から意見陳述が行われました。

- 原告弁護士からは提出した控訴理由書、準備書面、陳述書（解雇されたことで原告にどれだけ大きな被害があったか）などの主張を簡潔に述べ、1審の判決の不当性について明らかにしました。
 - ①更生計画を上回る史上最高の利益を上げ、人員削減計画上も整理解雇は必要がなく、1審判決は整理解雇の判例法理から逸脱していること。
 - ②ベテランのパイロットや、病気欠勤による基準で解雇した不合理性は解雇の目的がたたかう労働者、労働組合を排除することを目的とした不当労働行為にあり、安全運航を阻害する要因となっている。

- 原告代表の機長からは、力強い意見陳述が行われ、裁判官も聞き入っていました。
 - ①稲盛会長が法廷で「165名を残すことが、経営上不可能ではない」「そのときの収益から見ても雇用を続けることは不可能ではないと思ったでしょう」と証言しているように、解雇は必要なかった。
 - ②原判決は管財人が公平中立な立場で客観性を持っていることを前提として、更生計画を絶対視し、推測や憶測にのっとった判断をしている。被解雇者165名の人件費は営業費用に占める割合はわずか0.13%にしかすぎず、なぜ破綻につながるのか裁判で説明を求めたい。
 - ③労働組合の中心的な役割を担っていた機長を解雇するために、狙い撃ちのための年齢順や病欠順という基準をつくり、希望退職者の応募が削減目標数を上回ったにもかかわらず解雇したこと。
 - ④安全の担い手であるベテランのパイロットの解雇を1審では「運航の安全に必要な知識や経験が年齢の多寡とは関係ない」という世界の常識にも反する驚くべき判断を示したこと。
 - ⑤病気欠勤歴を理由とした解雇は58名と多い、乗員や産業医に心理的なプレッシャーを与えて、乗員が病気を申告できなくなるという実態に対して、そういうことは想定しがたいと判断したことは、1月に旭川空港で航空機の外部点検を行っていた機長が滑って転んで肋骨を骨折したにもかかわらず申告せずに羽田まで乗務し、到着後病院に運ばれた事例にもあらわれている。
 - ⑥整理解雇後に100名ものパイロットが他社に流失しています。10月には3年間で100名の機長養成の再開が、さらに198名の副操縦士昇格訓練の再開発表がされ、解雇が必要なかったことが明らかになっている。
 - ⑦日本では正規、非正規を問わず労働者の雇用が脅かされており、社会の生産を支えている労働者の権利がないがしろにされていることを裁判所が後押しをしている、裁判所は「法と証拠」に基づき公正な判断をして欲しい。と結びました。法廷内では静かな拍手が巻き起こりました。

会社側からは意見陳述はなく、原審で却下され倒産法の学者の意見書を再提出することを明らかにしました。

次回口頭弁論は2月7日午後2時30分から決まりました、12月か1月には進行協議の期日も入ることが確認されました。

裁判終了後、国土交通省の前で報告が行われました、今日の高裁前行動への参加者は237名もの方が参加したことが報告されました。

引き続き、午後6時から池袋みらい座で「JAL控訴審 勝利をつかむ 12,6大集会」が開催され 全国から支援キャラバンが集まり、660名が参加し、全国的な支援の意思統一が行われました。

会場では各代表挨拶、原告団による劇「必ず勝つで、ごJAL」の催しなどが行われ、終始明るく盛り上がりました。

●弁護団長の弁護士からは1審判決の誤りと「構造的に組み込まれた不当労働行為政策」の解説と、今後のたたかひの展望が解説されました。

①会社更生手続きの中でJALの社長、副社長を管財人の代理として、従来からの労務政策に基づいて不当労働行為が貫かれたこと。

- ・仕事をとり上げる乗務外しをしながら退職強要をしたこと。
- ・年齢が高いからと今までの貢献を無視し、定年までの貢献度が少ないとして選別解雇したこと。
- ・安全運航のために必要な病欠を理由に選別解雇したこと。
- ・組合のスト権投票中に労使交渉で「更生計画の3500億円の出資はできない」と露骨な介入を行ったこと。(東京都労働委員会は不当介入と認定)

②結論ありきの地裁の判決は「会社更生手続きとして行われた解雇」だから正当だという偏見から結論を先に出して無理にこじつけたこと。

また、整理解雇の判例法理(解雇の必要性)を頭から否認したことは解雇時、史上最高の利益を上げていたことから重大な誤りでこれまでの判例法理から言えば無効。

③これまでの整理解雇闘争は、1970年代後半に整理解雇4要件が確立した後、何回もそれを覆そうとする逆流の判例が出されたが、そのたびに運動が盛り上がり押し戻した歴史を持っていること。

□12月14日には客室乗務員の高裁での第1回口頭弁論が午後2時30分から101号法廷で行われます。

□不当解雇撤回裁判原告団のホームページは以下です。詳しい取り組み情報が掲載されています。

<https://sites.google.com/site/jalgkd148/>

ILOから勧告が出されるなど、国際的にも大きな関心が寄せられています、安全運航を担っている公共交通機関としての社会的責任は重大です。JALは成り行き任せにせず解決の努力をして欲しいと願うばかりです。

JALOBより